質 問 に 関 す る 回 答 書

令和８年１１月１１日

公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構
福島ロボットテストフィールド　所長

業務名	福島ロボットテストフィールド用無人航空機運航管理システム（UTM）更改業務　公募型プロポーザル

Q:ご質問内容
A:回答内容

【Q1】
（再委託・共同提案について）
契約書案第２条により、甲の書面承認を得れば業務の一部を再委託できるものと理解してよろしいでしょうか。その場合、再委託先（予定）は企画提案書及び業務実施体制書（様式第４号）に記載すればよいか、承認申請の時期をご教示ください。また、共同企業体による参加の可否もご教示ください。

【A1】
契約書案に記載のとおり、甲の書面による承認を得た場合には、業務の一部を再委託することができます。
承認申請の時期は、審査結果の通知後から契約締結までの間となります。なお、その場合は、企画提案書及び業務実施体制書（様式第４号）に再委託先を記載してください。
また、共同企業体（JV）による申込みも可能です。その場合、企画提案書には、共同企業体（JV）としての業務実績を記載してください。

【Q2】
（参加資格について）
本プロポーザルへの参加にあたり、福島県の競争入札参加資格者名簿への登載は必要でしょうか。

【A2】
福島県の競争入札参加資格者名簿への登載は、必須ではありません。

【Q3】
（現行システムについて）
現行 UTM の構成資料（システム構成、接続機器等）の開示は可能でしょうか。また、現行データ（利用者情報、飛行計画、飛行ログ等）の新システムへの移行は必要でしょうか。新旧システムの並行稼働期間を想定されていればご教示ください。

【A3】

当該資料の請求は、任意様式の提出による資料公開請求で実施が可能です。また、現行データの新システムへの移行は不要です。新旧システムの並列稼働は、現時点では想定にありません。

【Q4】

（運用期間と支払について）

仕様書 2.7(2)では、サーバ利用料・保守・運用サポートの提供期間が令和 9 年度末（令和 10 年 3 月 31 日）までとされていますが、契約書案の履行期限は令和 9 年 3 月 31 日です。令和 9 年度分の費用も本見積（上限 190,000,000 円）に含めるという理解でよいか、また令和 9 年度分の委託料の支払時期（検査合格後の一括払いか等）をご教示ください。あわせて、2.7(1)の保証期間（納品日から 1 年）との関係もご教示ください。

【A4】

ご認識のとおりです。サーバの構築作業の実施は令和 8 年度末まで、サーバ利用料・保守・運用サポートの提供期間は令和 9 年度末（令和 10 年 3 月 31 日）までとなっています。この 2 つの業務に対する支払いは、ともに令和 8 年度末締めで行います。また、サーバの構築作業の保証期間（納品日から 1 年）は、令和 9 年度の 1 年間ということになります。

【Q5】

（RTF 設備との連接について）

仕様書 2.2(1)の気象観測装置（WLS200S）のデータ出力形式・取得方法、2.2(4)のビーコン（簡易リモート ID）の機種及び受信方法、2.2(11)のイームズロボティクス社製機体の機種をご教示ください。また、開発・接続試験のための機材の貸与、RTF での現地試験時の施設利用料の扱いについてもご教示ください。

【A5】

気象観測装置（WLS200S）及びビーコン（簡易リモート ID）に関する資料（取扱説明書、接続部の図面及び写真等）については、任意様式による資料公開請求をいただくことで提供可能です。

なお、これらの機材は弊所外への持出しができないため、接続確認等の作業は弊所内で実施していただきます。その際の施設利用料は無料です。

また、イームズロボティクス社製のドローン機体は「UAV-E695MP」です。当該機体については、貸出し理由を記載した任意様式の貸出申請書を提出いただくことで、無償で貸出しを行うことが可能です。

【Q6】

（DJI・Skydio 連接について）

仕様書 2.2(9)(10)の Cloud API 連接にあたり、試験に用いる機体（Matrice 4 シリーズ、X10 シリーズ）及び各社クラウドサービスのアカウント・ライセンスは、貴機

構がご用意されるものでしょうか。受注者が用意する場合は、その費用を見積に含めるものと理解してよろしいでしょうか。

【A6】

Cloud API 連接に係る試験の実施に必要となるドローン機体（DJI 社製 Matrice 4T 及び Skydio 社製 X10）については、各社クラウドサービスのアカウント及びライセンスを含め、弊所において令和 9 年 2 月末までに準備します。

そのため、これらに係る費用を見積額に含める必要はありません。

【Q7】

（有人航空機の動態情報について）

仕様書 2.2(5)の「任意の方法」について、ADS-B 受信機の RTF 内への設置や、外部の動態情報サービスの利用を想定してよろしいでしょうか。受信機を設置する場合、設置場所・電源のご提供は可能でしょうか。

【A7】

有人航空機の動態情報の取得について、ADS-B 受信機の RTF 内への設置や、外部の動態情報サービスの利用が可能です。ADS-B アンテナは、所内の通信塔など電源供給が可能な場所への設置をお願いします。弊所が設備する空域監視装置には、ADS-B 受信機が内蔵され、RTF を中心としたら半径 10km 程度の範囲の機体情報が取得可能です。

【Q8】

（プロポーザル審査会について）

審査会の開始時刻、プレゼンテーションと質疑応答の時間配分、出席できる人数の上限をご教示ください。

【A8】

審査会の開始時刻は、参加者数により多少前後する可能性がありますが、現時点では 13 時 30 分頃から開始する予定です。

また、プレゼンテーション及び質疑応答の時間は合計 30 分間とし、プレゼンテーション 15 分、質疑応答 15 分を予定しています。

なお、当日の出席者は、1 参加者につき 3 名までとします。

【Q9】

（提出書類について）

募集要領の「6（1）提出書類」について、ア～カのうち、8 部提出に該当する書類はどれでしょうか。

【A9】

提出書類のうち、アのみ 8 部提出が必要です。

【Q10】

（仕様書全般について）

現行 UTM の仕様・構成・運用状況の資料は提供されますか。また、現行 UTM に登録されている利用者情報、機体情報、飛行計画、飛行実績、各種設定情報は、新システムへの移行対象となると考えます。移行対象と考えてよろしいでしょうか。

【A10】

現行 UTM の仕様・構成・運用状況の資料は、必要に応じて提供いたします。また、既存の UTM の利用者情報、機体情報、飛行計画、飛行実績、各種設定情報は、新 UTM への移行は必須ではありません。

【Q11】

（仕様書について）

新システム構築にあたり、気象装置や、レーダ、簡易ビーコン等、既設設備側の改修を前提とせず、原則として現行設備との互換性を維持する事と理解しておりますが、相違ございませんか。

【A11】

ご認識のとおりです。

【Q12】

（取得する機体情報について）

DJI Cloud API、Skydio Cloud API および Mission Planner から取得する「機体情報」について、現行業務と同等の情報で相違ございませんか？

【A12】

ご認識のとおりです。現行の UTM では、機体の高度を含む GPS 情報を使って移動方向を演算し、UTM に表示させています。